

日照権についての意識とその実態に関する研究 -2

(日照に関する住民の認識度と志向性について)

中 島 一・松 本 壯一郎

A Study of Awareness of Urban Inhabitants about Right of Sunshine (II)

Hajimu NAKAJIMA, Souichiro MATSUMOTO

最近各地において、日照権をめぐる種々の問題が惹起してきた。本報告は、都市における生活環境のあり方を探る基礎的な調査研究であり、先の日照権に関する建築関係者の意識調査に引き続き行なったものであり、日照に関する住民の認識度と志向性についての調査結果の報告である。

1. はじめに

住宅における日照は、我国の気候・風土・生活様式などから見て、快適な生活環境を維持するために最も重要な要素の一つと考えられて来た。

しかし、最近では「地価の高騰」、「土地不足」による土地の高度利用から建築物の高層化が目立ち、特に都心部における快適な生活環境の維持を困難にして来た。昭和48年11月に当研究室で実施した日照紛争実態調査においても、中層耐火構造の建築物と独立低層住宅が混在する地域と考えられる住居地域に多くの紛争が見られ、閑散で健康的な居住環境を求めようとする住居地域の人々の中に、同一目的を持ちながら土地不足等の理由から中・高層化されたマンション・アパートが建設される様になった結果と考えられる。

本研究は、先に報告した「日照権についての意識とその実態に関する研究（名古屋市を主とした建築関係者の場合について）」に引き続くものであり、土地の高度利用、住宅難緩和と言った美名のもとに中・高層建築物が林立し、多くの問題を投げかけている現代都市の生活環境改善のあり方を探る一連の調査研究である。今回は日照に関する住民の認識度と志向性について報告する。

2. 調査方法

調査対象地域は、名古屋市内における住宅密集地で、図1の建築確認に伴う「日照・通風」に関する紛争・苦情件数の多い「千種区・昭和区・瑞穂区」とし、3区より1.2km毎に50の調査地域を選んだ。

調査対象者は、50の調査地域内の独立住宅に居住する

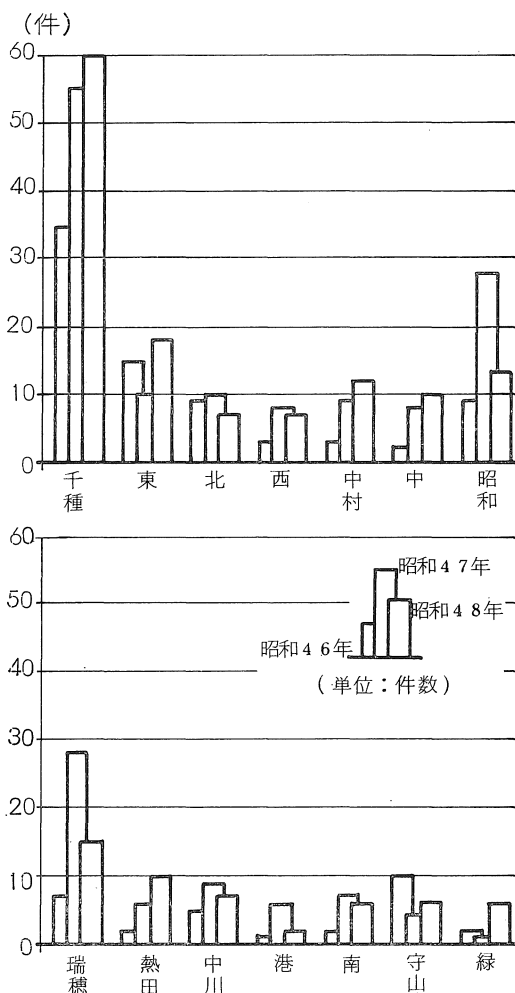


図1. 「日照・通風」についての建築確認に伴う紛争、苦情等の件数（名古屋市建築相談係調べ）

主婦161人とし、昭和49年11月、個別面接調査法により実施した。調査内容は、前報「建築関係者の場合」と同一内容をもつ「意識調査票」と「紛争実態調査票」からなり、日照に関する諸問題の関心度、認識度、志向性、紛争実態について捉えようとした。なお、紛争実態調査の結果については、具体的な紛争例が2件であったため、本報告では参考程度にとどめた。

3. 調査結果

3.1. 日照に関する住民の認識度と志向性について

a) 日照問題に関する住民の関心度

最近の日照問題への住民の関心度を見ると居住地域や年齢に関係なく、非常に関心を持つ者が全体の34.5%、多少関心を持つ者が50.6%、全然関心を持たない者が11.9%の結果が得られた。また、その時期については「5年程前から」と「2・3年程前から」に多くの者が分布し、きっかけとしては、5年程前からの者が「自身の体験」と「新聞・ラジオ・テレビ」のマスコミによるとしている者が多く、2・3年程前からの者は、マスコミによる者が多い傾向が見られる。

名古屋市内では、昭和47年ごろから日照に関する紛争事例が現われ、ここ2・3年のマスコミによる事例報道から住民の間に生活環境悪化の危機感が生まれて来ていることがわかる。

b) 日照に関する住民の認識度

最近の日照問題に関する各方面の動向については、前報¹⁾においても詳しく述べたが、主な動向は次のとおりである。

A. 各地方自治体では、事前公開制を柱とした日照指導要綱の制定を急いでいる。

B. 建設省建築審議会は、日照問題専門委員会を設置し、日照基準の立法準備を行っている。

C. 日本建築学会日照問題研究会は「昭和47年8月現在の容積率が住居地域において高すぎる」と声明した。

D. 東京都では、都民の生活環境を確保するため区部面積の8割に対し、第一種（最高限10m）、第二種、第三種からなる厳しい高度制限を行なっている。

E. 名古屋市は、昭和49年3月同市日照等指導要綱を制定した。

図3に、A～Eの日照問題に関する各方面の動向についての認識度を「よく知っている」「多少知っている」「全然知らない」の尺度で示した。A～Eの

全部について「よく知っている」と答えたものは、1人もいなく、A～Eの全部について「全然知らない」と答えたものが62.4%で半数を上回った。またA～E各々の認識には、ほとんど差が見られなく、平均で「よく知っている」1.7%「多少知っている」18.1%「全然知らない」80.1%であった。さらに、回答者それぞれの回答パターンを見ると「E. 名古屋市日照等指導要綱」を知っている者は、他の項目についても比較的良く知っていたのに反し、「D. 東京都の実態」を知っている者には、「D」のみを答える者や「D」を知っていて「E」を知らない者がおり地域との関係があまり見られなかった。これは、前項でも述べたマスコミ等の情報が強く影響し

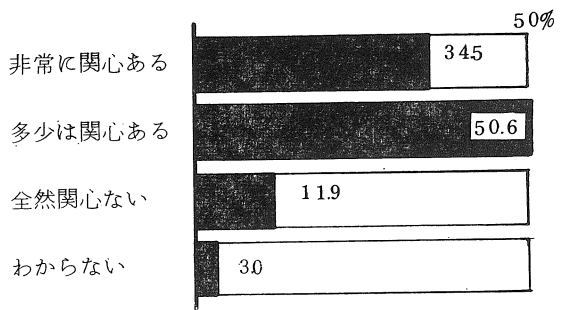


図2. 日照問題への関心度

表1. 日照問題に関心を持った時期とその動機

時 期	動 機 (人)							
	5年程前から	4年程前から	3年程前から	2年程前から	1年程前から	ごく最近から	わからない	無回答
自身の体験	15	2	10	6	3			
新聞・ラジオ・テレビ	17	5	29	24	4	10	4	2
各種の勉強会			1			1		
周囲の者より体験談を聞いて			2	3		1		
世間話し			1			2		
その他	1				1		4	1
特にない			1	1		2		1
無回答								11

	A 指導要綱制定の動き	B 建設省の動向	C 学会の声明	D 東京都実態	E 名古屋市日照等指導要綱	平均
よく知っている	1.2	1.9	1.2	2.5	1.9	1.7
多少知っている	16.8	19.3	16.8	18.6	19.3	18.1
全然知らない	82.0	78.9	82.0	78.9	78.9	80.1

図3. 日照に関する認識度 (A～Eの詳細は本文参照, 単位%)

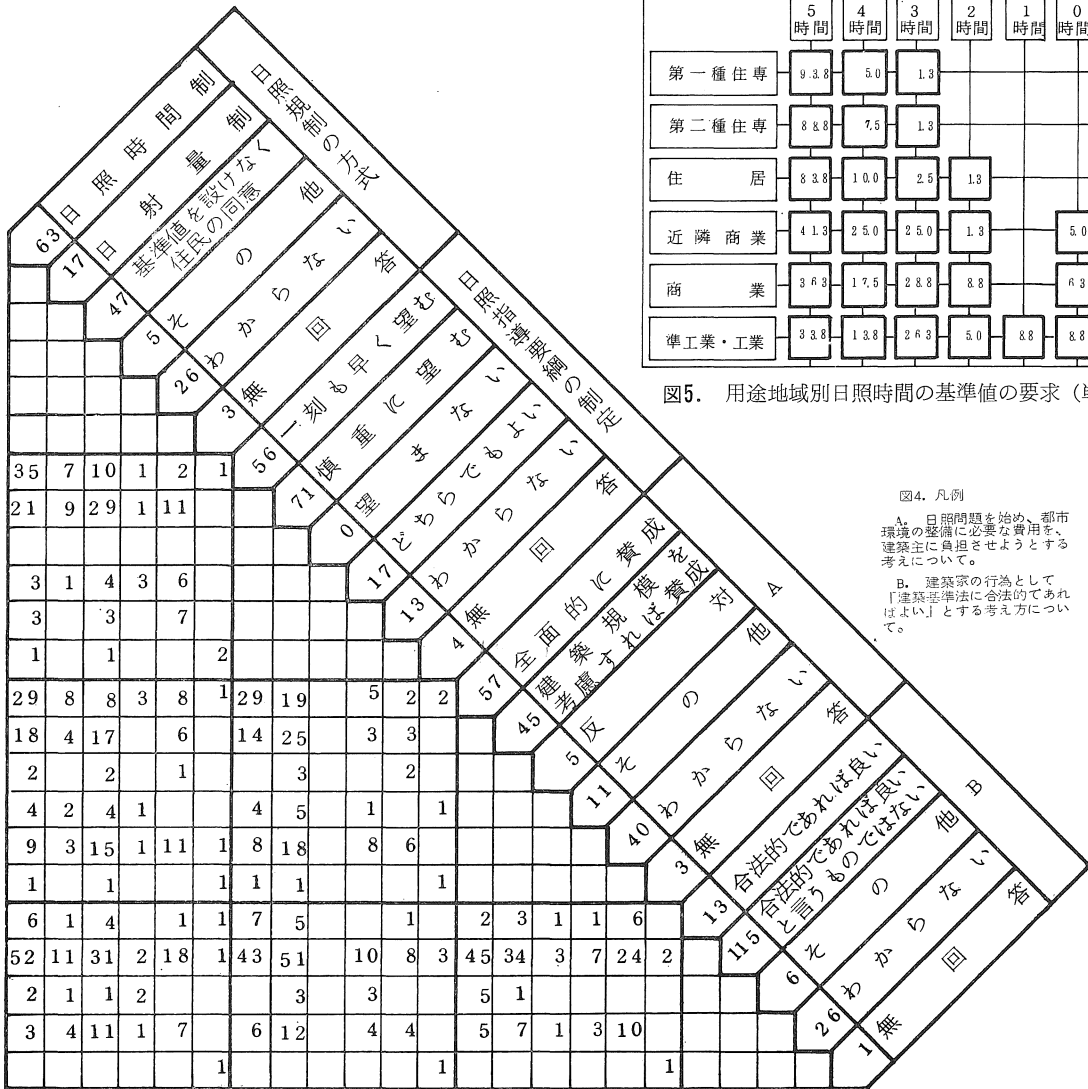


図4. 日照規制に関する志向性 (単位人)

	5時間	4時間	3時間	2時間	1時間	0時間	無回答
第一種住専	9.3%	5.0%	1.3%				
第二種住専	8.8%	7.5%	1.3%				2.5%
住居	8.8%	10.0%	2.5%	1.3%			2.5%
近隣商業	4.1%	2.5%	2.5%	1.3%		5.0%	2.5%
商業	3.6%	17.5%	2.8%	8.8%		6.3%	2.5%
準工業・工業	3.3%	1.3%	2.6%	5.0%	8.8%	8.8%	3.8%

図5. 用途地域別日照時間の基準値の要求 (単位%)

図4. 凡例

A. 日照問題を始め、都市環境の整備に必要な費用を、建築主に負担させようとする考えについて。
 B. 建築家の行為として「建築基準法に合法的であればよい」とする考え方について。

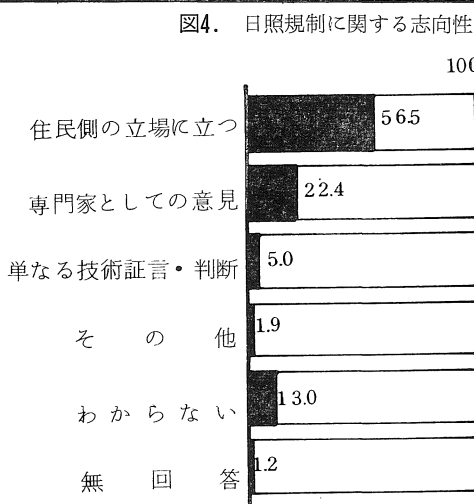


図6. 建築家に求める協力内容

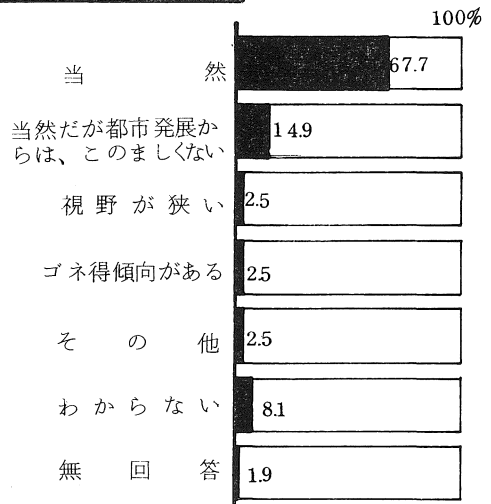


図7. 最近の日照に関する住民運動の考え

ているためと思われる。また、前項「日照問題への関心を持ったきっかけ」と「A～Eの動向認識」の関係をみると「自身の体験」を上げた者より「マスコミ」を上げた者の方がA～Eの動向をよく知っている傾向が見られた。

C) 日照規制に関する住民の志向性

日照規制に関する住民の志向性は、次のとおりである。

建築家の設計行為等については、「建築基準法に合法であればよい」とするこれまでの考え方に71.4%の者が批判的であり、また、日照規制の方式においても「基準値を設けなく住民の同意を得る」に29.2%、日照指導要綱の制定では「一刻も早く望む」より「慎重に望む」の方が44.1%で多く、現在の都市行政レベルで行なわれる法規制への不満が伺えた。

日照規制の方式で「日照時間の基準値を設ける」と考えている者が39.1%おり、用途地域別の要求基準値を図5に示した。それによると、第一種住居専用地域の日照時間を5時間要求する者が93.8%おり、4、3時間を要求するものは、わずかに6.3%しかいなかった。第二種住居専用地域・住居地域においても同様の傾向が見られた。これより居住環境に必要な日照時間を5時間と考えている者が多いと考えられる。一方、近隣商業地域、商業地域、準工業・工業地域では、その地域の用途上の性格から5時間日照を考える者が減り、近隣商業地域、商業地域、準工業・工業地域の順に多くの日照時間を考える者が少なくなる傾向が見られた。

建築家に協力を求める時の住民の期待は、専門的な知識より、住民側の立場に立った協力を求める者が多く見られた。また、最近の住民運動についても「当然」と考える者が67.7%おり、「当然と思うが、都市の発展からは好ましくない」「視野が視い」「ゴネ得傾向が強い」と答えるものが殆どいなく注目したい。

3. 2. 日照に関する住民と建築関係者の志向性について

以上、今回の調査結果をもとに、一般住民の日照問題への認識度・志向性について考察したが、ここで前回報告した建築関係者の場合の結果と比較すると、両者には次の様な違いが見られた。

日照に関する関心度においては、建築関係者の場合が活動地域との関係が強いのに反し、一般住民では、地域よりマスコミ等による影響が強く働いていることが伺えた。

また、日照規制の方式に関しては、建築関係者の「基準値を設ける」79.8%、「住民の同意を得る」9.4%に

対して、住民の場合はそれぞれ39.1%、29.8%で立場による違いがはっきり見られた。同様の傾向は、日照に関する住民運動への考えにも見られ、一般住民の「当然」62.2%に対し、建築関係者の場合では、「当然」が19.2%と減り「ゴネ得傾向が強い」が41.4%と非常に多くなる違いが伺えた。

その他、建築家の法律依存への批判、近隣商業地域、商業地域、準工業・工業地域の日照時間要求などに違いが見られた。

4. おわりに

前報の建築関係者の場合に引き続き、住民の日照に関する認識度と志向性について報告した。今回の調査から、日照権に関する諸問題が表面化して、僅か4、5年にもかかわらず住民の関心が強く生活環境悪化への危機感が相当大きいものと考えられる。対処の方法としては、法規制を望む反面、一律の規制と共に住民の意見が反映できる事を強く望んでいることが伺えた。

参 考 文 献

- 1) 愛知工業大学研究報告469。(昭和49年)「日照権についての意識とその実態に関する研究(名古屋市を主とした建築関係者の場合について)」

中島 一、松本壮一郎